

ゾルゲ事件を通じて見えてくる近衛体制の弱体化と東条体制の強化 —「国際諜報団事件」公表から80年—

明治大学平和教育登戸研究所資料館長 山田 朗 (文学部教授)

はじめに (本報告の目的)

- [1] ゾルゲ事件にいたる戦前日本の防諜政策の特徴について確認する。
 - [2] 登戸研究所で開発・製造された防諜用憲兵資材について解説する。
 - [3] 特高・憲兵によって行われたゾルゲ事件摘発の政治的意味について考察する。
→ 政治的意味：近衛体制の弱体化、東条体制の強化
- ※【展示】は企画展展示の必見のポイント

I 戦前日本の防諜政策

1 ゾルゲ事件とは

- [1] リヒャルト・ゾルゲ (1895-1944) を中心とした「国際諜報団」の検挙事件
1940年後半期から内偵：憲兵・特高警察・外事警察
警視庁特高課・外事課による検挙は1941 (昭和16) 年9月～1942年6月
司法省による事件公表は1942年5月16日
- [2] 35名が検挙され、17名に有罪判決、ゾルゲ・尾崎秀実2名が死刑、5名が獄死
治安維持法・国防保安法・軍機保護法・軍用資源秘密保護法違反とされた。
- [3] 事件が有名になったのは、1949年2月の「ウィロビー報告書」
米ソ冷戦の激化を背景に、「国際共産主義の脅威」を強調
- [4] ソ連崩壊以後、ゾルゲ事件の一次資料が公開され、近年、研究が進展している。

2 〈思想戦〉の一環としての防諜

- [1] 国家総力戦としての第1次世界大戦
戦時の武力だけでなく、平時からの〈思想戦〉の重要性が認識された。
→ 国家総力戦を想定した「国防思想」の普及・宣伝
- [2] 〈思想戦〉の要としての防共思想の普及
→ 国防とは外敵からの防衛だけでなく、内敵 (思想敵) からの防衛という考え方
→ 共産主義者はソ連 (仮想敵国) の手先であるという宣伝の拡大
→ 防諜は国内における〈思想戦〉、治安維持のためにも必要とされた
- [3] 〈思想戦〉における最大の武器としての治安維持法 (1925・大14年公布)
1928・昭3 治安維持法の最高刑が死刑に 【展示】治安維持法と特高警察
1928・1929 日本共産党への弾圧
内敵 (思想敵) の範囲は次第に拡大、言論・思想統制へ 【展示】横田喜三郎への弾圧

3 戦時における防諜法令の強化

- [1] 軍機保護法 (1899 制定) の改正 (1937・昭12年) → 【資料1】
「軍事上の秘密」の認定者を陸海軍大臣とする
最高刑を死刑とする
- [2] 関連法令の整備 【展示】防諜関連法令の整備
防空法 (1937)、国境取締法 (1939)、軍用資源秘密保護法 (1939)、改正要塞地帯
法 (1940)、宇品港域軍事取締法 (1940)

[3] 国防保安法の成立 (1941・昭16年公布)

→【資料2】

国防上秘匿を要する外交・財政・経済その他の国務、軍事以外の秘密漏洩を罰する
最高刑は死刑

【展示】国防保安法公布と全国一斉防諜キャンペーン

軍機保護法改正・治安維持法・国防保安法によって戦前における防諜法体系は完成

II 戦前日本における防諜機関と防諜兵器の開発

1 防諜と諜報・謀略：表裏一体性

[1] 防諜：憲兵隊 (陸軍省兵務局)・外事警察・特高警察 (内務省警保局)

防諜は、陸軍にとっては防諜・諜報・謀略・宣伝という〈秘密戦〉の1要素

→ 防諜のためには諜報 (敵組織の探知・調査)、謀略 (敵組織の壊滅) も必要になる

[2] 防諜には諜報・謀略機関も動員される

憲兵隊 (防諜の中心的担い手)

特務機関員：主に憲兵を長とし、下士官・兵・大陸浪人・現地人雇員から成る

[3] 〈思想戦〉の担い手としての司法省・思想検事

内務省警保局と連携して〈思想敵〉を起訴

2 内務省警保局の動向

[1] 改正軍機保護法の運用

日中戦争開始前後に各地に官主導で防諜組織が結成される (1937年～)

青年団などを中心に防諜団・防諜連盟・防諜協会等の名称で組織される

→ 軍事基地や軍事関連施設を持つ市町村に集中

→ 実態は、防諜を名目にした事実上の精神・思想動員組織

[2] 防諜組織の整理統合 (1940年)

【展示】「一億総防諜戦士」に到るまで

→ 内務省警保局が指導し、各種防諜組織を警防団に統合

→ 指導のための印刷物を配布、講演会、懇談会、映画会、展覧会を実施

→ 「防諜週間」の設置 (1941年)

3 登戸研究所第一科で開発・製造された防諜兵器 (憲兵資材)

[1] 不法電波検査器材

電波波形識別装置 → オールウェーブ電波受信機 (鑑波器)

可搬性方向探知機 → 携帯用電波探知機 (3カ所から電波の探知、発信地を限定)

小型感度確定器：ごく近距離から電波が出ていると反応

[2] 携帯用無線器材

4 登戸研究所第二科で開発・製造された防諜兵器 (憲兵資材)

[1] 防諜と諜報は表裏一体

諜報器材の研究・開発が防諜にも役立つ

例：秘密インキの研究・開発 → 秘密インキの解読法 (防諜)

[2] 日中戦争における防諜・諜報・謀略戦の激化 (1939年)

陸軍は特殊憲兵による科学装備部隊の編成を決定：【展示】防諜体制と「ヤマ機関」

→ 登戸研究所は野戦憲兵科学装備案を作成

→ いち早く憲兵の科学装備化を進めたのが関東軍憲兵司令部

[3] 防諜用憲兵器材の量産化

Ⅲ ソルゲ事件の摘発とソルゲ機関の全体像

1 ソルゲ事件の摘発：容疑者の検挙

(1) 「国際諜報団」の摘発

1941年9月～「国際諜報団事件」、1942年1月～「中共諜報団事件」の2段階検挙
 捜査の主体は警視庁特高課・外事課、憲兵隊と司法省（思想検事）が協力
 取り調べを受けた者100名以上

全部で35名が検挙、17名が「諜報機関員」、18名が「情を知らざる者」とされた
 19名が起訴され、17名有罪、1名無罪、1名未決勾留中獄死

(2) 「ソルゲ諜報団」の検挙① (1941年):起訴された者のみ

9月27日 北林トモ (洋裁業・アメリカ共産党日本人部) 和歌山で検挙

10月10日 宮城興徳 (洋画家・アメリカ共産党日本人部)

13日 九津見房子 (会社員)

【展示】ラムゼイ機関の主要メンバー

秋山幸治 (無職)

14日 (15日) 尾崎秀実 (評論家・満鉄調査部嘱託、元近衛文麿内閣嘱託)

一般には15日されているが、14日の可能性が高い【文献〔7〕】

17日 水野成 (坂本記念会支那百科辞典編集員)

18日 リヒアルト・ソルゲ (独『フランクフルター・ツァイトゥング』紙特派員)

ブランコ・ド・ヴーケリッチ (仏・アヴァス通信社員)

マックス・クラウゼン (通信技師・蛍光複写機製造業)

22日 川合貞吉 (大日本再生製紙勤務)

29日 田口右源太 (ロープ原料商)

11月19日 アンナ・クラウゼン (無職・M.クラウゼンの妻)

12月15日 山名正実 (東亜澱粉勤務)

【この年 犬養健 (犬養毅の子、尾崎秀実の知人)、起訴されるも無罪】*

(3) 「国際諜報団」+「中共諜報団」の検挙 (1942年)

1月4日 船越寿雄 (支那問題研究所長)

【3月 西園寺公一 (元老西園寺公望の孫、近衛ブレン)、起訴され有罪】*

3月31日 河村好雄 (満州日日新聞上海支局長)

4月11日 小代好信 (博道社洋紙店勤務)

6月8日 安田徳太郎 (開業医・医学博士)

* 犬養健と西園寺公一は、尾崎秀実との関係で起訴され、犬養は無罪、西園寺は有罪判決を受けたが、公表された「ソルゲ事件」の被告・有罪者には含まれていない。

2 ソルゲ機関の全体像

(1) 司法省の発表 (1942年5月16日)

【展示】ソルゲ事件とは

コミンテルン〔国際共産党〕本部より「赤色諜報団組織確立」も指令を受けて派遣
 されたソルゲ (1933年来日) がヴーケリッチを加え、順次、宮城・尾崎・クラウゼン
 らを加入させた「内外共産主義者より成る秘密諜報団体」

→ 共産主義者=スパイ=売国奴という図式の強調

(2) 米陸軍「ウィロビー報告書」の指摘 (1949年2月)

ウィロビー少将は当時、GHQ G2 部長

→ 『赤色スパイ団の全貌：ソルゲ事件』原題 *Shanghai Conspiracy* (1952)

ゾルゲを首魁とする赤色陰謀団は、世界スパイ史空前のもの

「現在及び未来の警告となり得る」

→ 共産主義者が国家機関・マスコミなどに入り込んでスパイ活動を行うとともに世論を誘導する、その典型事例がゾルゲ事件、だとする

[3] 最近の研究によれば (旧ソ連崩壊後、文書資料が公開され、研究が進んだ) :

ゾルゲはソ連赤軍情報本部 (第4部 GRU) に属するスパイ

ジャーナリストとしてドイツ大使館、日本の上層部・軍部に各種情報を提供

→ ゾルゲはソ連側からは「二重スパイ」ではないかと疑われていた

ソ連が極東・日本情勢を把握するために送り込んだ機関の一つ【文献 [6] p. 173】

ゾルゲ機関自体としては小規模なもの【文献 [7] p. 359】

3 ゾルゲ機関の目的

【展示】ゾルゲがソ連に送った情報とは

[1] 内務省・司法省の見方 (戦中) によれば :

コミンテルンの指令を受けて、日本の共産主義運動を再建するとともに、「合法を偽装し、巧妙なる手段により我国情に関する秘密事項を含む多数の情報を入手し」コミンテルンに提供

→ 北林検挙のきっかけとなったのは伊藤律 (勾留中の共産党幹部) の供述とする。

→ 実際には、伊藤供述よりも前に北林への内偵は始まっていた。

[2] ウィロビーの主張 (戦後) によれば :

1941年7月以降の日本の重要な国家戦略、軍事戦略を入手

ゾルゲの「日本軍はソ連攻撃の意志なし」との情報に基づき、ソ連はシベリア師団を西部戦線に送ることができ、モスクワ防備を完うすることができた、とする*

→ ゾルゲの活動がソ連を救った。それほどスパイは大きな影響を与えた、とする

* この説は、現在でも多くの書籍で踏襲されているが、ゾルゲ情報がシベリア師団の西送の決め手となったのかを疑う研究もある【文献 [7] p. 315】

[3] 最近の研究によれば :

戦中の内務省・司法省 (取り調べ・裁判) 資料は、強いバイアスがかかっている世界的に流布してきたウィロビー的解釈は明らかに冷戦の産物

ゾルゲが1941年6月の独ソ開戦情報をドイツ大使館から入手し、赤軍に通報したのは確か (ただし、信用されず)。

ゾルゲが日本の御前会議 (7月2日、9月6日) の内容を入手したことは確かだが、8月中は日本軍の北進の可能性も通報している。

ゾルゲはソ連に情報を送りつつ、日本による対米戦争をも阻止しようとしていた。

→ 米駐日大使ジョセフ・グルーや米『ヘラルド・トリビューン』紙ジョセフ・ニューマンに情報を提供

IV ゾルゲ事件の摘発側の意図・目的

1 特高警察と憲兵の関係

[1] 電波探査などでは憲兵が主役になった (と考えられる)【文献 [6] p. 134】

ゾルゲは約400通の情報発信をしている (主に無線電信)

クラウゼンは次第に危険を察知してか、発信量を減らしている【文献 [8]】

[2] それでも捜査は内務省 (特高警察) 主導となった理由

憲兵による尾行をドイツ大使館(オット駐日大使、ゲシュタポ・マイジンガー大佐)が強く抗議(ゾルゲはナチ黨員でもあった)

[3] 陸軍の親独派軍人はゾルゲと交流があった

軍務局長・武藤章少将、馬奈木敬信大佐、山県有光大佐、西郷従吾少佐ら

また、藤井茂海軍中佐も西園寺公一に情報を提供、西園寺は尾崎に提供していた。

[2] [3] によって、陸軍はゾルゲ機関摘発の主役にはなれなかった、と思われる。

2 内務省(特高警察)側の意図・目的

[1] 国内における共産主義運動の再建阻止の一環としての摘発

ゾルゲ事件摘発とほぼ同時に、中共諜報団事件、横浜事件、満鉄調査部事件などの摘発を実施

共産主義者=スパイという図式を強調して国内の引き締めを図る

[2] 国家上層部のリベラル派(新英米派)への威圧

3 陸軍(憲兵)側の意図・目的

[1] 近衛文麿の側近を狙う

昭和研究会・朝食会のメンバーであった尾崎秀実(西園寺・犬養など)をマーク

[2] 対米開戦か否かの分岐点での尾崎検挙

9月6日 御前会議、10月上旬までに和戦の決定をする旨を決定

10月12日 荻外荘五相会談、外交による妥協、中国駐兵問題で激論

近衛首相・東条陸相間で妥協成立

憲兵司令部本部長・加藤泊治郎、総辞職、東条の首相就任を訴える

10月14日 早朝、尾崎秀実検挙

閣議、開戦論(東条)に対して近衛沈黙、閣内不一致に陥る

この日のうちに近衛首相、総辞職を決意

企画院総裁・鈴木貞一、東条からの伝言として東久邇宮稔彦内閣を進言

10月16日 近衛内閣総辞職

10月18日 東条英機内閣成立

→ ゾルゲ事件は、近衛内閣打倒のために利用されたと考えられる【文献〔7〕】

[3] ゾルゲ事件公表の時期(1942年5月16日) 【展示】憲兵を利用した東条体制の確立

4月30日 第21回総選挙(翼賛選挙)

5月15日 閣議、大政翼賛会改組を決定

各種国民団体を傘下に入れ、町内会・部落会を強化

5月16日 ゾルゲ事件公表

5月20日 翼賛政治会結成(事実上の一党独裁体制となる)

→ ゾルゲ事件公表は、東条体制の強化のための宣伝材料(国民引き締め)に利用されたと考えられる

おわりに

[1] 戦中・戦後につくられたゾルゲ事件のイメージは、それ自体が「情報戦」の産物だったといえる。

[2] ゾルゲ事件の摘発は近衛体制の打倒に、ゾルゲ事件の公表は東条体制の強化のための材料として使われた。

【参考文献】

- [1] 瀨藤厚『防諜政策と民衆』(昭和出版、1991年)
- [2] 木下健蔵『消された秘密戦研究所』(信濃毎日新聞社、1994年)、増補改訂版『日本の謀略機関 陸軍登戸研究所』(文芸社文庫、2016年)
- [3] 伴繁雄『陸軍登戸研究所の真実』(芙蓉書房出版、2001年、新装版2010年)
- [4] 海野福寿・渡辺賢二ほか編『陸軍登戸研究所—隠蔽された謀略秘密兵器開発—』(青木書店、2003年)
- [5] 渡辺賢二『陸軍登戸研究所と謀略戦』(吉川弘文館、2012年)
- [6] 加藤哲郎『ゾルゲ事件：覆された神話』(平凡社新書、2014年)
- [7] 孫崎享『ゾルゲ事件の正体：日米開戦とスパイ』(祥伝社文庫、2022年、初出『日米開戦へのスパイ』祥伝社、2017年)
- [8] A. フェンシュン編『ゾルゲ・ファイル 1941-1945 赤軍情報本部機密文書』(みすず書房、2022年)

資料編

【資料1】軍機保護法 (1899年7月15日制定、1937年8月14日改正)

第一条 本法ニ於テ軍事上ノ秘密ト称スルハ作戦、用兵、動員、出師其ノ他軍事上秘密ヲ要スル事項又ハ図書物件ヲ請フ

前項ノ事項又ハ図書物件ノ種類範囲ハ陸軍大臣又ハ海軍大臣命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二条 軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ収集シタル者ハ六月以上十年以下ノ懲役ニ処ス
軍事上ノ秘密ヲ公ニスル目的ヲ以テ又ハ之ヲ外国若ハ外国ノ為ニ行動スル者ニ漏泄スル目的ヲ以テ前項ニ規定スル行為ヲ為シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ処ス

第三条 業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ処ス

業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ公ニシ又ハ外国若ハ外国ノ為ニ行動スル者ニ漏泄シタルトキハ死刑又ハ無期若ハ四年以上ノ懲役ニ処ス

第四条 軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ収集シタル者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ無期又ハ二年以上ノ懲役ニ処ス

軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ収集シタル者之ヲ公ニシ又ハ外国若ハ外国ノ為ニ行動スル者ニ漏泄シタルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ処ス

出典：現代法制資料編纂会編『戦時・軍事法令集』(国書刊行会、1984年) 167-168頁。

【資料2】国防保安法 (1941年3月7日制定)

第一条 本法ニ於テ国家機密トハ国防上外国ニ対シ秘匿スルコトヲ要スル外交、財政、経済其ノ他ニ関スル重要ナル国務ニ係ル事項ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノ及之ヲ表示スル図書物件を謂フ

一 御前会議、枢密院会議、閣議又ハ之ニ準ズベキ会議ニ付セラレタル事項及其ノ会議ノ議事

二 帝国議会ノ秘密会議ニ付セラレタル事項及其ノ会議ノ議事

三 前二号ノ会議ニ付スル為準備シタル事項其ノ他行政各部ノ重要ナル機密事項

第二条 本章ノ罰則ハ何人ヲ問ハズ本法施行地外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ付亦之ヲ適用ス

第三条 業務ニ因リ国家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ外国(外国ノ為ニ行動スル者及外国人ヲ含ム以下之ニ同ジ)ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ処ス

出典：現代法制資料編纂会編『戦時・軍事法令集』(国書刊行会、1984年) 170頁。